

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年12月12日提出
【計算期間】	第17特定期間（自 平成24年3月13日 至 平成24年9月12日）
【ファンド名】	アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主として、米国のハイイールド債市場へ投資するファンドと、欧州のハイイールド債市場へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

<ファンドの特色>

1. 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

- ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲイン¹やキャピタル・ゲイン²を分配原資とします。
- 運用状況（基準価額水準および市場動向）等によっては分配を行わないこともあります。
- 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

1 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

2 有価証券等を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

2. 米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資します。

- 米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資することにより、高い利息収益の獲得を目指しつつ、分散投資により信用リスクの低減に努めます。

発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

3. 市場と通貨がペアです。

- 米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。
- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資します。

* 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4. 2つの運用会社が運用を行う、2つのファンドに投資します。

- TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーが運用する「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」とアムンディが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド」の毎月分配クラスに投資します。組入比率や組入対象の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

2013年1月7日より「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」に代わり「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」を投資対象とし、順次入れ替えを行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

投資の流れ

投資 (受) 益者

申込金

収益分配金
償還金等

アムンディ・
米国・ユーロ
高利回り債
ファンド

投資

損益

(2013年1月6日まで)
イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド
(適格機関投資家専用)
(日本籍/円建)

(2013年1月7日以降)*
TCWファンズ・MetWestハイ・イールド・ボンド・
ファンド(XJシェアクラス)
(ルクセンブルク籍/円建)

投資

損益

米国
ハイイールド債
市場

投資

損益

Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド
(ルクセンブルク籍/ユーロ建)

投資

損益

ユーロ
ハイイールド債
市場

*入れ替は順次行います

3/78

追加的記載事項

ハイイールド債について

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）：

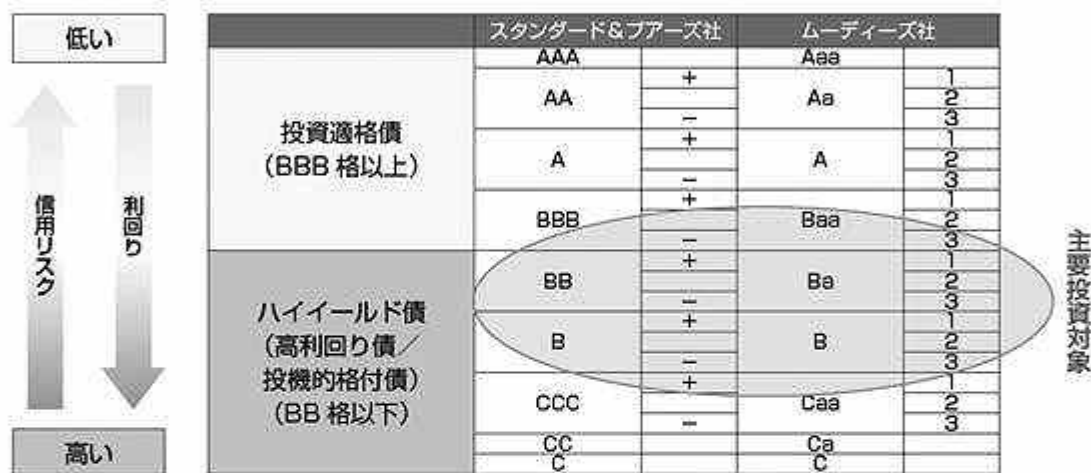
ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）とは、債券等の格付機関（スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている債券をいいます。投資適格債と比較して信用リスク*が高い反面、期待収益率が高い特徴があります。

※発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が遅ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

格付：

格付とは、債券などの元金および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元金および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

◎債券の格付・利回りと信用リスク



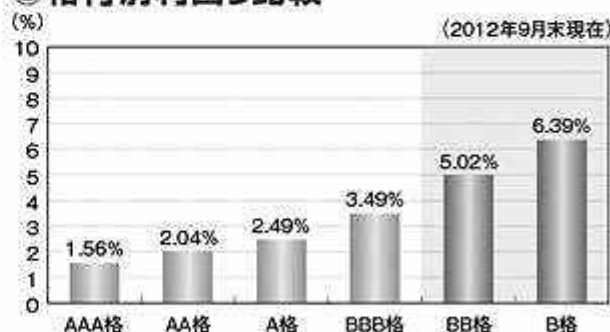
出所：2012年9月末のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

◎各債券の利回り比較



出所：パークレイズ、ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

◎格付別利回り比較



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。AAA格～BBB格：BofAML・USコーポレートインデックス、BB格～B格：BofAML・USハイイールド・インデックスを使用。

*税金・費用等は考慮していません。

*米国国債にはパークレイズ米国国債インデックス、米国投資適格社債にはパークレイズ米国投資適格社債インデックス、米国ハイイールド債にはBofAML・USハイイールド・マスターII・インデックスを使用しています。

*ユーロ国債にはパークレイズ・ユーロ国債インデックス、ユーロ投資適格社債にはパークレイズ・ユーロ社債インデックス（投資適格社債のみ）、欧州ハイイールド債にはBofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストリント・インデックスを使用しています。

*上記の「各債券の利回り比較」における米国、欧州各国債・投資適格社債のインデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社（パークレイズ）が発行、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。（以下本書において同じ）（2012年9月末現在）

*上記BofAMLの各インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。（2012年9月末現在）

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

社債の特徴と魅力

◎企業業績も債券価格に影響します

景気回復時には、企業業績が改善し、社債の価格の上昇が期待できるという一面もあります。

■金利・企業業績と債券価格(イメージ)

	債券価格	
	国債	社債
金利上昇	↓	↓
金利低下	↑	↑
企業業績改善	中立	↑
企業業績悪化	中立	↓

景気が良くなる
↓
業績が良くなる
↓
信用度が上がる
(格付が上がる)
↓
債券価格の
プラス要因に

景気が悪くなる
↓
業績が悪化する
↓
信用度が下がる
(格付が下がる)
↓
債券価格の
マイナス要因に

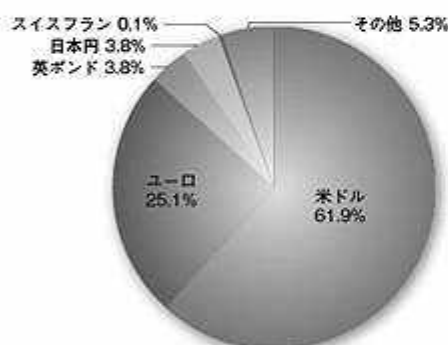
*上記表は、過去の事実から得られた一般的な傾向・特徴を示したものであり、現在および将来の債券の値動きが上記表の通りとなることを示唆または保証するものではありません。

米国債券市場、ユーロ債券市場に投資する理由

◎米ドルとユーロは世界の2大通貨です

基軸通貨である米ドルと国際金融市場での存在感が増すユーロは、世界の2大通貨です。

■外貨準備通貨別保有割合（2012年第2四半期：推計値）



●外貨準備とは、通貨当局が為替介入に使用する資金であるほか、通貨危機などによって、他国に対して外貨建債務の返済などが困難になった場合に使用する準備資産のことを言います。

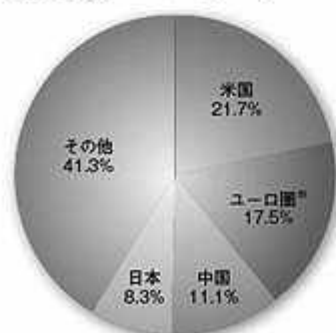
出所：IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER)」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
*未報告分は除く。

◎米国とユーロ圏は世界経済の中心です

世界のGDPの約40%を米国、ユーロ圏※が占めています。

■主要国・地域の名目GDPシェア（2012年：推計値／米ドルベース）



●GDP(国内総生産)とは、国内で生み出されたモノやサービスの金額を合計したものです。その国の経済の力の目安によく用いられます。

出所：IMF「World Economic Outlook Database April, 2012」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインの17カ国。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

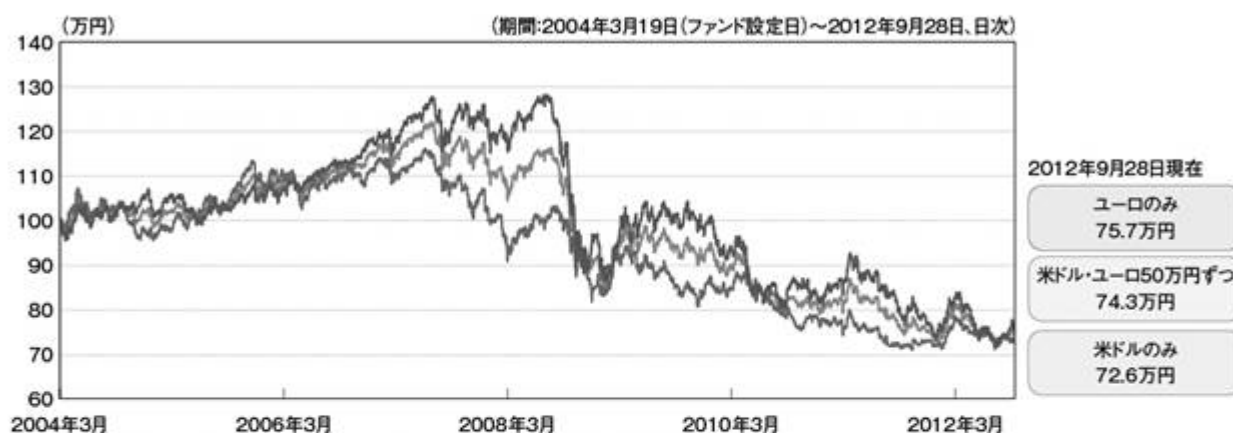
為替の推移

○米ドルとユーロのペアの効果

ファンドは、米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

■米ドルとユーロに投資した場合

「米ドル100万円」、「ユーロ100万円」、「米ドルとユーロ50万円ずつ」投資した場合



*金利収入・為替手数料等は考慮していません。

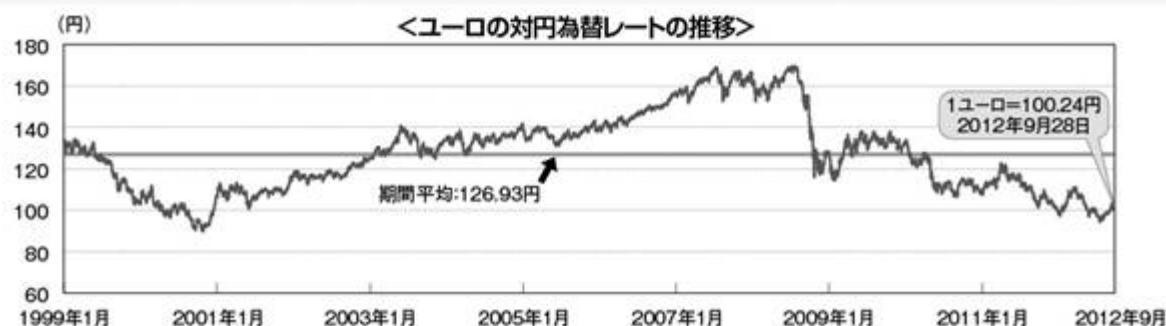
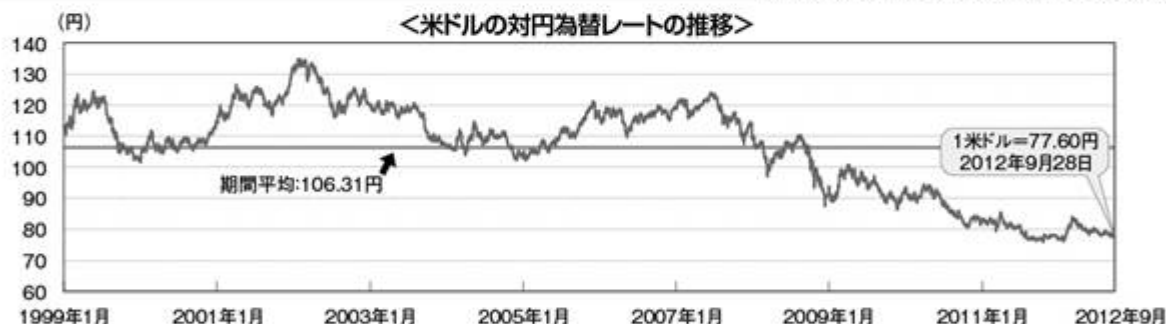
*過去のデータに基づき作成したものであり、将来を示唆あるいは予測するものではありません。

*上記は一例であり、実際のポートフォリオは米ドルとユーロが均等（50%ずつ）とは限りません。

*投資対象地域・通貨を分散した場合でも、円独歩高など外国為替相場の変動等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

■対円為替レートの推移

(期間:1999年1月4日～2012年9月28日、日次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属しています。

○商品分類表

○属性区分表

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型投信	国内	株式	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
		債券	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()
追加型投信	海外	不動産投信	不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	内外	その他資産 ()	不動産投信	日々	中南米		なし
		資産複合	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ ・ファンズ	
			資産複合 ()		エマージング		
			資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類の定義

・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「債券」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券一般））」...目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債

券一般を投資対象とするものをいいます。

・ 決算頻度

「年12回（毎月）」…目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・ 投資対象地域

「北米」………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「欧州」………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ 投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・ 為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*上記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

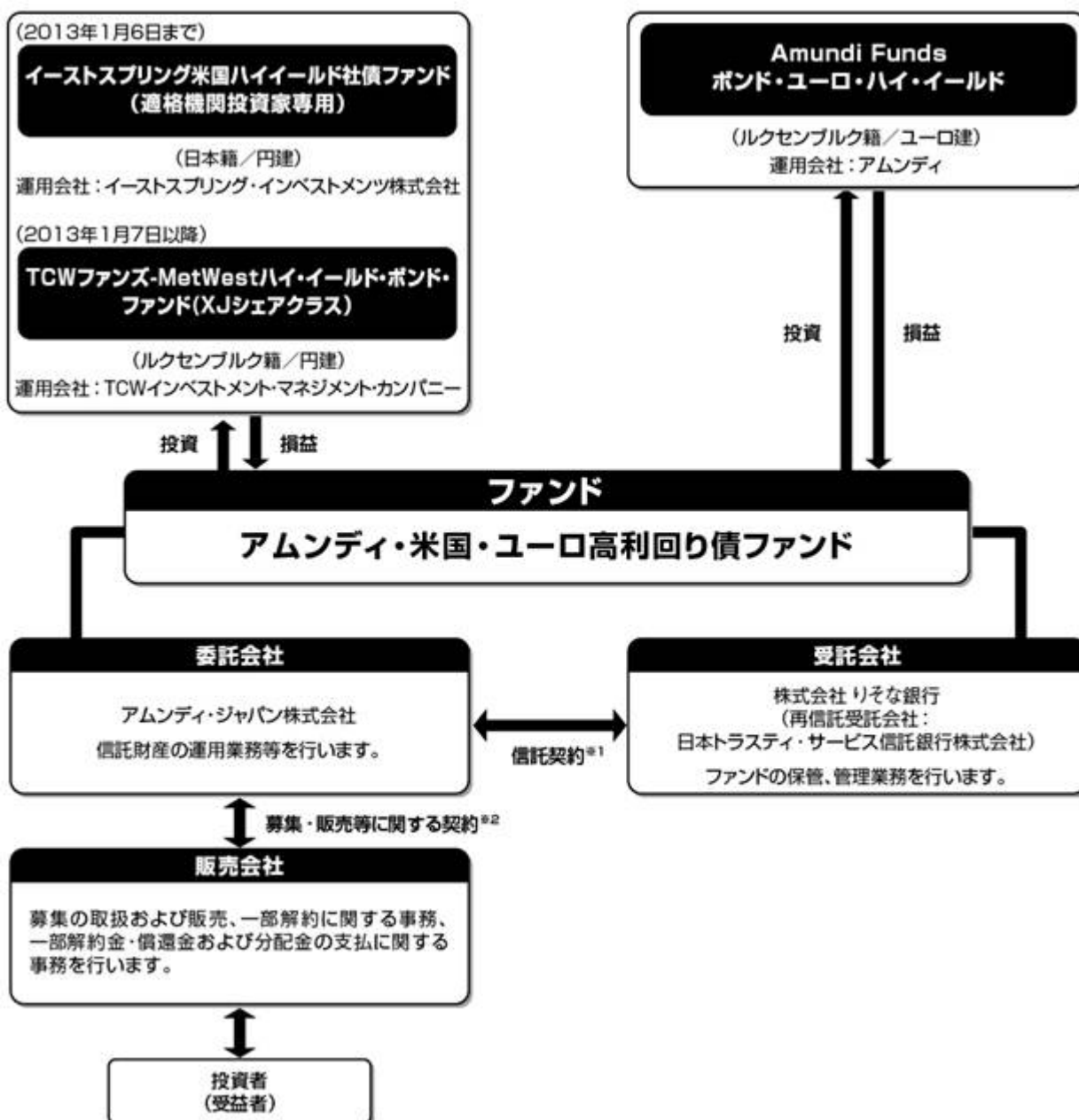
（2）【ファンドの沿革】

平成16年3月19日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日：投資信託の振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 2013年1月7日より「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」と「TCWファンズ・MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」を順次入れ替え、完了までの期間、「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」に引き続き投資します。

1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)
資本金の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ(約68兆円、1ユーロ＝98.74円で換算、2012年6月末現在)を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

原則として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券に投資します。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を通して、分散投資を行うことを基本とします。ファンドの投資対象である投資信託証券においては、銘柄分散および企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「TCWファンズ- MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）のXJシェアクラス（平成25年1月7日以降、主要投資対象とします。）
2. 「Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド」（ルクセンブルク籍）の毎月分配クラス
3. 「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」（日本籍）（平成25年1月6日まで、主要投資対象とします。）

なお、平成25年1月7日より1.と3.を順次入れ替え、完了までの期間、3.の投資信託証券に引き続き投資します。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた指定投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

投資対象ファンドの選定基準

ファンドは、アムンディ・グループ内外で運用される欧州ハイイールド債を投資対象とするファンドおよび米国ハイイールド債を投資対象とするファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（2）【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で

定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、指定投資信託証券の他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限り）に投資することを指図します。

1）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）の証券の性質を有するもの

3）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限り）

4）投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1）から4）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 主要投資対象とするファンドの概要 >

ファンドの主要投資対象となるファンドの概要は、下記の通りです。

『TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）』の概要（ルクセンブルク籍会社型投資信託／円建）・・・平成25年1月7日以降、主要投資対象とします。

設 定 日 ： 2013年1月9日（予定）

投 資 対 象 ： 主に米ドル建てのハイイールド債

ベンチマーク ： バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス2%イシュアー・キャップ・・・・・・・・・・**A**

信 託 報 酬 ： 年率0.70%（XJシェアクラス）

投資顧問会社 ： TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー

副投資顧問会社 ： アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》

- 1．米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたとトータルリターンを最大化を目指して運用を行います。
- 2．原則として、為替ヘッジを行いません。

*資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー 概要》

- ・1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。
 - ・約1,273億米ドル（約10兆961億円、1米ドル＝79.31円で換算、2012年6月末現在）の運用資産を有します。
 - ・機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しており、約160万の顧客基盤を有します。
 - ・卓越した企業分析力に基づく優れた銘柄選択能力を有し、ファンド評価機関から最高評価を得ているファンドを多く運用しています。
- 上記は、2012年6月末現在の情報に基づきます。

『イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）』の概要 （日本籍契約型投資信託／円建）・・・（平成25年1月6日まで、主要投資対象とします。）

設 定 日	： 2004年3月22日
投 資 対 象	： マザーファンドを通じて主に米国の高利回り社債
参 考 指 数	： BofAメリルリンチ・USハイイールド・インデックス（BB）×70%＋ 同インデックス（B）×30%・・・・・・・・・・ A
信 託 報 酬	： 年率0.735%（税抜年率0.70%）
運 用 会 社	： イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
投資顧問会社	： ピーピーエム アメリカ インク

《ファンドの特徴》

1. イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の高利回り社債（主として投資時においてBB+格からB - 格の銘柄）に投資することにより、高水準の金利収入の確保と同時に有価証券の値上り益の獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

*資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 概要》

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社で、日本における資産運用会社です。最終親会社は英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2011年12月末現在約3,510億ポンド（約42兆円、1ポンド＝119.81円）に上ります。なお、最終親会社およびイーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

《ピーピーエム アメリカ インク（PPMアメリカ） 概要》

マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクはグループの米国における資産運用会社であり、安定性が重視される生命保険や年金の資産運用を中心に行っています。特に社債の運用には強みを持っており、信用分析に基づくスプレッドの獲得により超過収益を追求する運用を得意としています。同社の債券を中心とした運用の資産額は2011年12月末現在約856億米ドル（約6.7兆円、1米ドル＝77.74円）に上ります。

『Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド』の概要 （ルクセンブルク籍会社型投資信託／ユーロ建）

設 定 日 : 2001年6月4日
 投 資 対 象 : 主に欧州の高利回り社債
 ベンチマーク : BofAメリルリンチ・ユーロピアン・カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・インデックス (BB-B) ・ ・ ・ ・ ・ **[B]**
 純 資 産 : 約471百万ユーロ (約472億円、1ユーロ = 100.24円で換算) (2012年9月末現在)
 信 託 報 酬 : 年率0.60% (毎月分配クラス)
 運 用 会 社 : アムンディ

《ファンドの特徴》

1. Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールドは、主として欧州の高利回り社債に投資することにより、高水準の金利収入とキャピタルゲインの獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。
2. ファンドはユーロ建です。

*資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《アムンディ 概要》

アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ(約68兆円、1ユーロ = 98.74円で換算、2012年6月末現在)を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査 (2012年6月版 (数値は2011年12月末現在))

《ファンドの参考指数》前記**[A]**の参考指数/ベンチマーク、**[B]**のベンチマークから算出される合成指数です。

ファンドの参考指数 = **[A]**の参考指数/ベンチマーク × 50% + **[B]**のベンチマーク × 50%

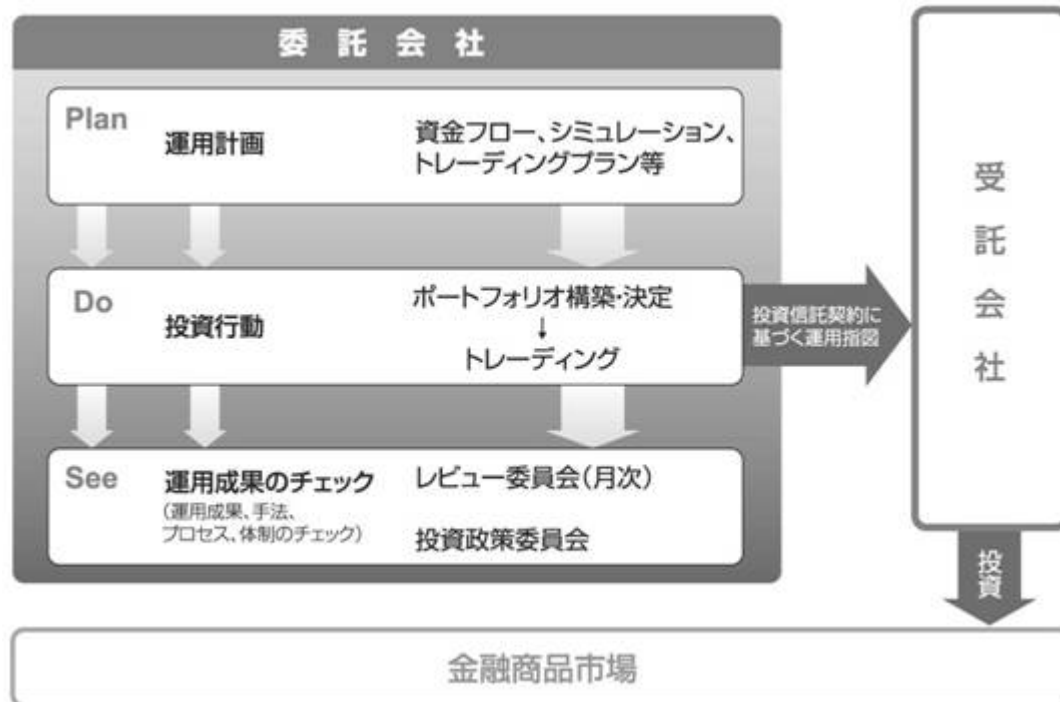
*前記のパークレイズ・インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（パークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。

*BofAメリルリンチの各インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しておりますが、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはアムンディ・ジャパン株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、アムンディ・ジャパン株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日、休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - () 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - () 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◎収益分配金に関する留意事項

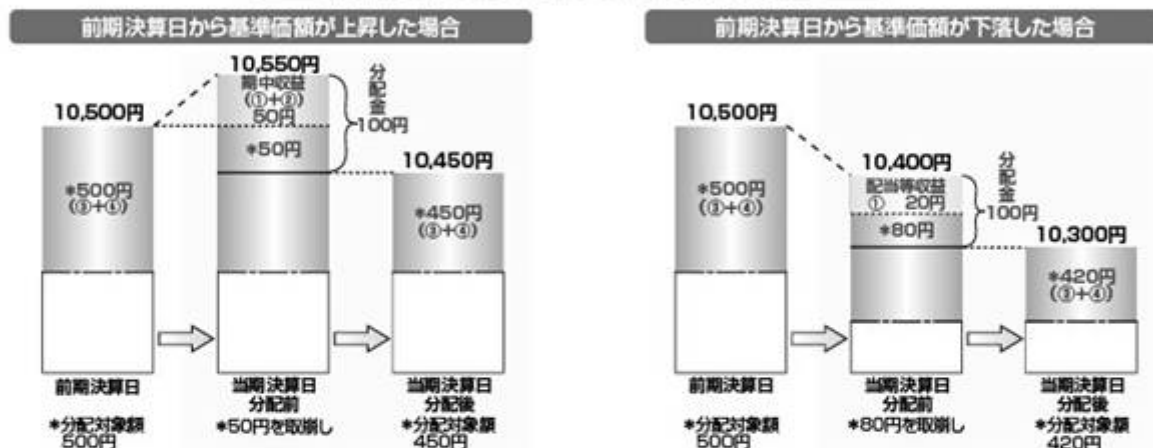
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



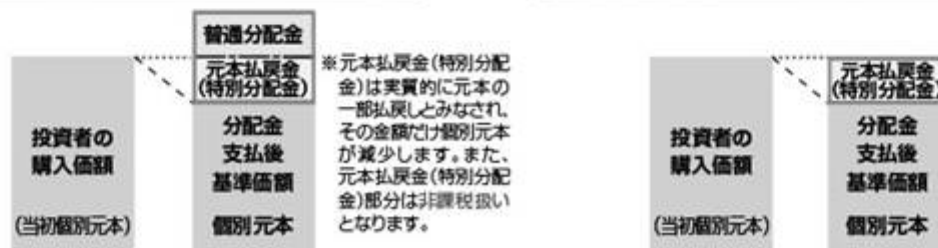
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

す。

5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

7) 資金の借入れの制限

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

8) 受託者による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場および欧州債券市場のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。

当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

為替変動リスク

- ・ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場および欧州債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、米ドルおよびユーロに対して円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券は、主にダブルB格（BB+ / Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB- / Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。
- ・ファンドが実質的に投資する債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

分配金の支払いに関する留意点

- ・ 分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

ファンドが投資信託証券を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

規制の変更にに関する留意点

- ・ ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・ 将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他の留意点

- ・ 前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・ 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。

- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

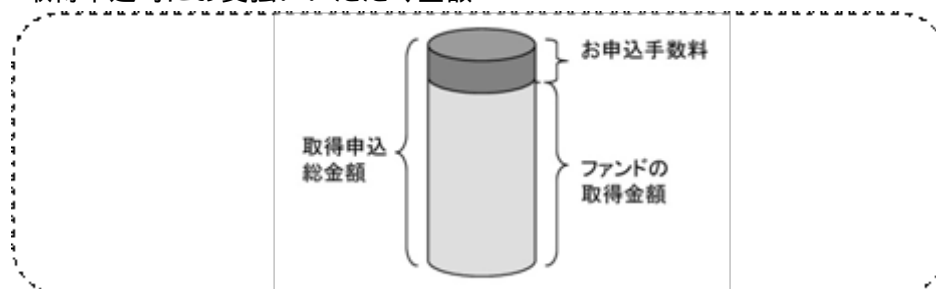
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.00%）です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。申込手数料については、販売会社によって異なりますので、販売会社または委託会社にお問合せください。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、下記料率を乗じて得た金額 年率1.05%以内（税抜1.00%以内） （平成24年9月28日現在 年率0.9975%（税抜0.95%））	
	信託報酬の配分	委託会社	年率 0.21%以内（税抜0.20%以内） （平成24年9月28日現在 年率0.21%（税抜0.20%））
		販売会社	年率 0.7875%以内（税抜0.75%以内） （平成24年9月28日現在 年率0.735%（税抜0.70%））
		受託会社	年率 0.0525%（税抜0.05%）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。
信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
（平成25年1月6日まで） イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	年率0.735% （税抜0.70%）
（平成25年1月7日以降） TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド （XJシェアクラス）	年率0.70% 〔内訳〕運用報酬：年率0.55%、 管理報酬：年率0.15%
Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド（毎月分配クラス）	年率0.60% 〔内訳〕運用会社：年率0.40%、その他管理事務：年率0.20%

* 平成25年1月7日より「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」と「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」を順次入れ替え、完了までの期間、「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」に引き続き投資します。

* 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

< 実質的な信託報酬等 >

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方にご負担いただく 実質的な信託報酬（税込）		アムンディ・米国・ユーロ 高利回り債ファンド 信託報酬（税込）		組入投資信託証券 信託報酬
上限¹ （平成25年1月6日まで）年率1.785% （平成25年1月7日以降）年率1.75% 平成24年9月28日現在 年率 約1.6556%²（概算値）	=	約款で定める上限 年率1.05% 平成24年9月28日現在 年率0.9975%	+	（平成25年1月6日まで） 年率0.735%～0.60% （平成25年1月7日以降） 年率0.70%～0.60%

¹ ファンドの「約款で定める上限信託報酬（年率1.05%（税込））」に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（平成25年1月6日までは年率0.735%、平成25年1月7日以降は年率0.70%）を加算しております。平成25年1月7日より組入投資信託証券を順次入れ替え、完了までの期間は、上限年率1.785%となります。

² 平成24年9月28日現在の各組入投資信託証券の組入比率を考慮して算出しております。

（４）【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用

１）信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

- 2) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます（上限85万円（1回当たり、税込）（本書作成日現在））。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

* その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

* ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成24年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ² 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

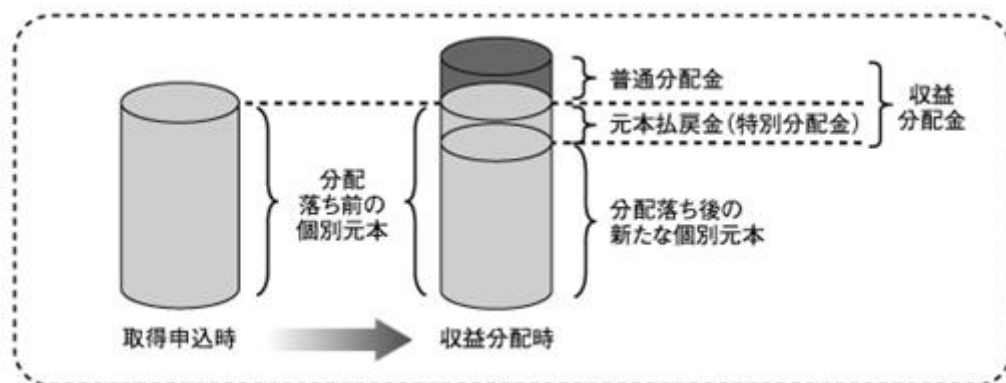
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成24年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,214,590,171	49.25
投資証券	ルクセンブルク	10,232,461,180	49.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	291,084,844	1.40
合計（純資産総額）		20,738,136,195	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	ユーロ	29,644,024	0.14

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド-毎月分配クラス	1,386,198	7,358.61	10,200,502,108	7,381.67	10,232,461,180	49.34
2	日本	投資信託 受益証券	イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	21,342,645,574	0.4786	10,214,590,171	0.4786	10,214,590,171	49.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	49.25
外国	投資証券	49.34
合計		98.59

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	国/地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買	売建	295,760.00	29,499,102	29,644,024	0.14

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成16年 9月13日）	7,861,650,970	7,903,005,855	1.0075	1.0128
第2特定期間末（平成17年 3月14日）	18,100,287,039	18,201,671,116	1.0355	1.0413
第3特定期間末（平成17年 9月12日）	50,521,118,900	50,811,789,479	1.0081	1.0139
第4特定期間末（平成18年 3月13日）	70,035,031,797	70,420,933,984	1.0526	1.0584
第5特定期間末（平成18年 9月12日）	71,201,062,778	71,591,293,738	1.0583	1.0641
第6特定期間末（平成19年 3月12日）	62,713,979,997	66,585,227,448	1.0400	1.1042
第7特定期間末（平成19年 9月12日）	86,017,998,967	86,647,608,398	0.9290	0.9358
第8特定期間末（平成20年 3月12日）	75,362,971,227	76,014,503,551	0.7866	0.7934
第9特定期間末（平成20年 9月12日）	71,396,532,666	72,061,801,134	0.7298	0.7366
第10特定期間末（平成21年 3月12日）	42,439,431,112	43,107,966,431	0.4317	0.4385
第11特定期間末（平成21年 9月14日）	66,638,095,529	67,468,435,227	0.5457	0.5525
第12特定期間末（平成22年 3月12日）	72,448,591,350	73,220,051,381	0.5635	0.5695
第13特定期間末（平成22年 9月13日）	56,622,728,140	57,299,749,570	0.5018	0.5078
第14特定期間末（平成23年 3月14日）	50,001,388,051	50,494,376,195	0.5071	0.5121
第15特定期間末（平成23年 9月12日）	33,733,357,505	34,133,101,941	0.4219	0.4269
第16特定期間末（平成24年 3月12日）	26,577,178,852	26,783,197,623	0.4515	0.4550
第17特定期間末（平成24年 9月12日）	20,986,473,473	21,159,553,562	0.4244	0.4279
平成23年 9月末日	31,324,607,590	-	0.4052	-
10月末日	31,772,247,465	-	0.4367	-
11月末日	27,993,719,817	-	0.4082	-
12月末日	26,787,559,515	-	0.4078	-
平成24年 1月末日	25,886,122,878	-	0.4151	-
2月末日	26,936,108,027	-	0.4500	-
3月末日	26,154,989,556	-	0.4564	-
4月末日	24,967,630,929	-	0.4433	-
5月末日	22,378,613,607	-	0.4106	-
6月末日	21,994,388,187	-	0.4162	-
7月末日	21,094,608,896	-	0.4105	-
8月末日	20,991,615,333	-	0.4208	-
9月末日	20,738,136,195	-	0.4252	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

期間	1口当たり分配金（円）
----	-------------

第1特定期間	自 平成16年 3月19日 至 平成16年 9月13日	0.0265
第2特定期間	自 平成16年 9月14日 至 平成17年 3月14日	0.0333
第3特定期間	自 平成17年 3月15日 至 平成17年 9月12日	0.0348
第4特定期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月13日	0.0348
第5特定期間	自 平成18年 3月14日 至 平成18年 9月12日	0.0348
第6特定期間	自 平成18年 9月13日 至 平成19年 3月12日	0.0972
第7特定期間	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 9月12日	0.0736
第8特定期間	自 平成19年 9月13日 至 平成20年 3月12日	0.0408
第9特定期間	自 平成20年 3月13日 至 平成20年 9月12日	0.0408
第10特定期間	自 平成20年 9月13日 至 平成21年 3月12日	0.0408
第11特定期間	自 平成21年 3月13日 至 平成21年 9月14日	0.0408
第12特定期間	自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月12日	0.0384
第13特定期間	自 平成22年 3月13日 至 平成22年 9月13日	0.0360
第14特定期間	自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日	0.0350
第15特定期間	自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月12日	0.0300
第16特定期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	0.0210
第17特定期間	自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日	0.0210

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成16年 3月19日 至 平成16年 9月13日	3.4

第2特定期間	自 平成16年 9月14日 至 平成17年 3月14日	6.1
第3特定期間	自 平成17年 3月15日 至 平成17年 9月12日	0.7
第4特定期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月13日	7.9
第5特定期間	自 平成18年 3月14日 至 平成18年 9月12日	3.8
第6特定期間	自 平成18年 9月13日 至 平成19年 3月12日	7.5
第7特定期間	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 9月12日	3.6
第8特定期間	自 平成19年 9月13日 至 平成20年 3月12日	10.9
第9特定期間	自 平成20年 3月13日 至 平成20年 9月12日	2.0
第10特定期間	自 平成20年 9月13日 至 平成21年 3月12日	35.3
第11特定期間	自 平成21年 3月13日 至 平成21年 9月14日	35.9
第12特定期間	自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月12日	10.3
第13特定期間	自 平成22年 3月13日 至 平成22年 9月13日	4.6
第14特定期間	自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日	8.0
第15特定期間	自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月12日	10.9
第16特定期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	12.0
第17特定期間	自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日	1.4

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成16年 3月19日 至 平成16年 9月13日	8,202,362,724	399,554,212	7,802,808,512
第2特定期間	自 平成16年 9月14日 至 平成17年 3月14日	11,163,388,269	1,486,183,466	17,480,013,315
第3特定期間	自 平成17年 3月15日 至 平成17年 9月12日	34,469,654,613	1,834,050,716	50,115,617,212
第4特定期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月13日	24,256,851,344	7,837,608,687	66,534,859,869
第5特定期間	自 平成18年 3月14日 至 平成18年 9月12日	9,232,874,215	8,486,534,042	67,281,200,042
第6特定期間	自 平成18年 9月13日 至 平成19年 3月12日	4,098,790,540	11,080,186,042	60,299,804,540
第7特定期間	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 9月12日	36,319,862,159	4,030,044,433	92,589,622,266
第8特定期間	自 平成19年 9月13日 至 平成20年 3月12日	8,959,089,807	5,735,134,895	95,813,577,178
第9特定期間	自 平成20年 3月13日 至 平成20年 9月12日	5,753,599,272	3,733,578,166	97,833,598,284
第10特定期間	自 平成20年 9月13日 至 平成21年 3月12日	5,049,405,297	4,568,985,956	98,314,017,625
第11特定期間	自 平成21年 3月13日 至 平成21年 9月14日	25,675,985,643	1,881,224,015	122,108,779,253
第12特定期間	自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月12日	17,504,781,545	11,036,888,877	128,576,671,921
第13特定期間	自 平成22年 3月13日 至 平成22年 9月13日	2,636,274,152	18,376,040,927	112,836,905,146
第14特定期間	自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日	1,873,273,158	16,112,549,359	98,597,628,945
第15特定期間	自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月12日	897,776,684	19,546,518,365	79,948,887,264
第16特定期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	620,964,513	21,707,345,576	58,862,506,201
第17特定期間	自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日	476,088,674	9,887,140,751	49,451,454,124

(注1) 全て本邦内におけるものです。

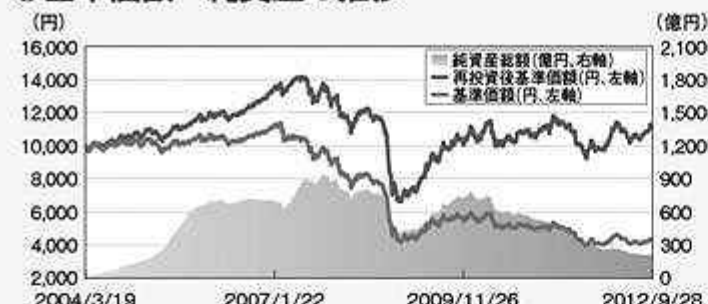
(注2) 第1期特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2012年9月28日現在

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	4,252円	純資産総額	207.4億円
------	--------	-------	---------

◎分配の推移

決算日	分配金
97期(2012年5月14日)	35円
98期(2012年6月12日)	35円
99期(2012年7月12日)	35円
100期(2012年8月13日)	35円
101期(2012年9月12日)	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	6,796円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	49.26
Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	49.34
現金等	1.40
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	BB-
平均最終利回り(%)	6.85
平均直接利回り(%)	6.92
修正デュレーション(年)	4.16
組入銘柄数	385

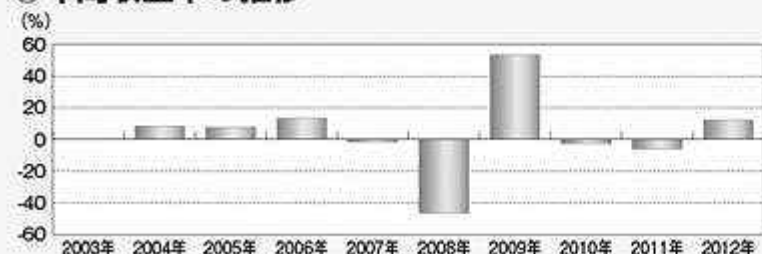
*ファンドが投資している投資信託証券の2012年9月28日現在のデータに基づいています。
*平均格付とは、基準日時点でファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド ^{*1}			Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド		
銘柄	クーポン(%)	比率(%)	銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*2}
1 フロンティア・コミュニケーションズ	9.000	2.90	1 バージン・メディア・ファイナンス	8.875	1.41
2 インターナショナル・リース・ファイナンス	5.650	1.96	2 テレネット・ファイナンス	6.375	1.30
3 ヨンカーズ・レーシング・コーポレーション	11.375	1.76	3 TVN FINANCE CORP	10.750	1.22
4 アムサウス・バンク	5.200	1.63	4 OIヨーロッパ・グループ	6.750	1.19
5 NRGエナジー	7.625	1.58	5 クラウン・ユーロ・ホールディングス	7.125	1.19

*1 イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの組入銘柄と同マザーファンドの組入有価証券時価総額に対する割合です。
*2 比率は、Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2004年は設定日（3月19日）から年末までの騰落率、2012年は年初から9月28日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期 間	騰落率(%)
1 カ月	1.88
3 カ月	4.75
6 カ月	-2.11
1 年	15.93
3 年	7.95
設定来	10.16

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込（販売）の手続等

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。



(2) 申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の扱いとなります。ただし、ファンドの休業日にあたる場合にはお申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

東京証券取引所の休業日ならびに日本の銀行休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込受付を中止することおよび取得の申込受付を取消すことができます。

(3) 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

(a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。

(b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うもの
とします。

(2) 途中換金取扱期間と換金価額

(a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換
金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱
います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せくだ
さい。

(b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金
の実行の請求を受付けないものとします。

(c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益
者に支払われます。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

(4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せること
により知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は下記の通りです。



(5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

(a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない
事情等があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび途中換金の実行の
請求の受付を取消することができます。

(b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当
日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤
回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の
計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基
準価額とします。

(6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

(7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せく
ださい。

(8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

(9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が
あるときは、受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができ
ます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に
かかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

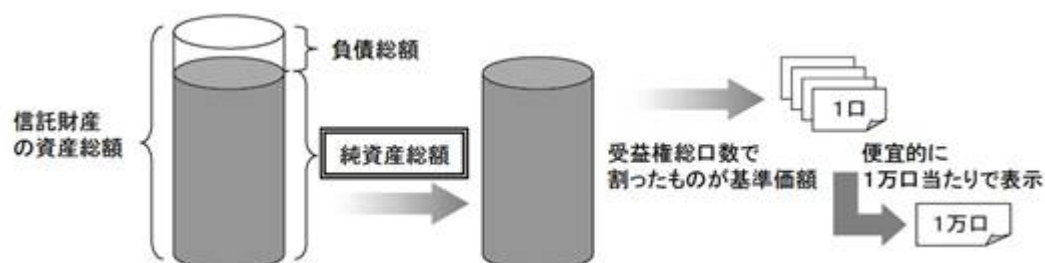
(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。

なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。



(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成16年3月19日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年5月12日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ

め解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記にしたがい繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

イ) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

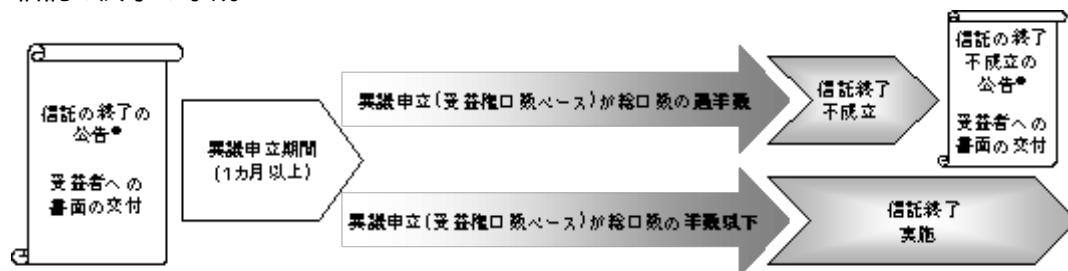
ロ) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

ハ) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ) 前記ロ) からニ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



＊ 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

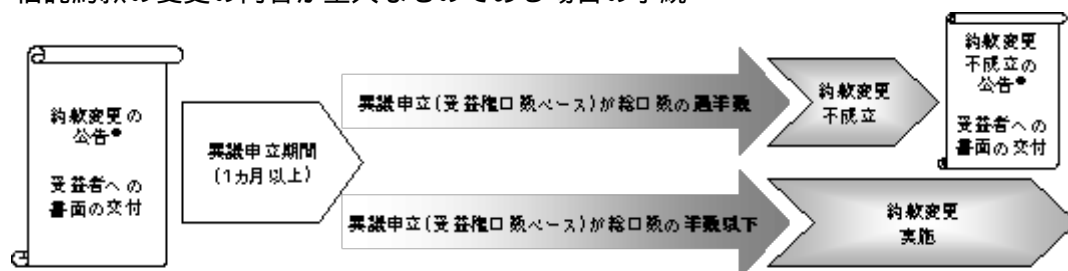
2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として公告を行いません。

- (b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定にしたがいます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



※ 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、3月と9月の計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することが出来ます。

7) ファンドが使用する愛称について

ファンドは愛称として、「リソナ ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払

いを開始)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべく旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間(平成24年3月13日から平成24年9月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16特定期間末 (平成24年 3月12日)	第17特定期間末 (平成24年 9月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	594,432,171	479,145,739
投資信託受益証券	13,167,044,650	10,214,590,171
投資証券	13,098,323,797	10,458,144,214
未収入金	23,970,609	60,000,000
未収利息	814	656
流動資産合計	26,883,772,041	21,211,880,780
資産合計	26,883,772,041	21,211,880,780
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,561	-
未払収益分配金	206,018,771	173,080,089
未払解約金	79,427,514	34,147,589
未払受託者報酬	1,067,439	912,085
未払委託者報酬	19,213,904	16,417,544
その他未払費用	850,000	850,000
流動負債合計	306,593,189	225,407,307
負債合計	306,593,189	225,407,307
純資産の部		
元本等		
元本	58,862,506,201	49,451,454,124
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,285,327,349	28,464,980,651
（分配準備積立金）	96,864,510	82,931,847
元本等合計	26,577,178,852	20,986,473,473
純資産合計	26,577,178,852	20,986,473,473
負債純資産合計	26,883,772,041	21,211,880,780

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16特定期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	第17特定期間 自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日
営業収益		
受取配当金	1,562,843,459	1,157,176,399
受取利息	136,275	98,371
有価証券売買等損益	1,389,695,015	602,581,234
為替差損益	225,365,254	881,104,899
営業収益合計	3,178,040,003	326,411,363
営業費用		
受託者報酬	7,437,266	6,122,190
委託者報酬	133,870,698	110,199,380
その他費用	850,000	850,000
営業費用合計	142,157,964	117,171,570
営業利益又は営業損失（ ）	3,035,882,039	443,582,933
経常利益又は経常損失（ ）	3,035,882,039	443,582,933
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,035,882,039	443,582,933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	133,480,907	111,720
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	46,215,529,759	32,285,327,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,792,629,667	5,654,239,517
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,792,629,667	5,654,239,517
剰余金減少額又は欠損金増加額	364,237,719	272,837,640
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	364,237,719	272,837,640
分配金	1,400,590,670	1,117,360,526
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,285,327,349	28,464,980,651

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16特定期間末 (平成24年 3月12日)	第17特定期間末 (平成24年 9月12日)
1. 期首元本額	79,948,887,264円	58,862,506,201円
期中追加設定元本額	620,964,513円	476,088,674円
期中一部解約元本額	21,707,345,576円	9,887,140,751円
2. 特定期間末日における受益権の総数	58,862,506,201口	49,451,454,124口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,285,327,349円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,464,980,651円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16特定期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	第17特定期間 自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日
分配金の計算過程	分配金の計算過程

（平成23年9月13日から平成23年10月12日までの計算期間）		（平成24年3月13日から平成24年4月12日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,319,822,869円（1万口当たり172円）のうち268,274,063円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額1,029,494,148円（1万口当たり180円）のうち199,124,118円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	270,814,024円	A 費用控除後の配当等収益額	187,839,285円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,013,848,735円	C 収益調整金額	748,157,982円
D 分配準備積立金額	35,160,110円	D 分配準備積立金額	93,496,881円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,319,822,869円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,029,494,148円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	76,649,732,329口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	56,892,605,324口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	172円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	180円
H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額（F × H / 10,000）	268,274,063円	I 分配金額（F × H / 10,000）	199,124,118円
（平成23年10月13日から平成23年11月14日までの計算期間）		（平成24年4月13日から平成24年5月14日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,240,911,072円（1万口当たり175円）のうち247,300,931円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額996,931,033円（1万口当たり178円）のうち195,450,207円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	271,569,099円	A 費用控除後の配当等収益額	181,879,498円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	934,638,160円	C 収益調整金額	723,373,394円
D 分配準備積立金額	34,703,813円	D 分配準備積立金額	91,678,141円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,240,911,072円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	996,931,033円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	70,657,408,984口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	55,842,916,551口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	175円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	178円
H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額（F × H / 10,000）	247,300,931円	I 分配金額（F × H / 10,000）	195,450,207円
（平成23年11月15日から平成23年12月12日までの計算期間）		（平成24年5月15日から平成24年6月12日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,191,964,199円（1万口当たり176円）のうち236,708,739円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額948,031,487円（1万口当たり176円）のうち188,517,715円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	240,910,329円	A 費用控除後の配当等収益額	174,978,813円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	894,680,429円	C 収益調整金額	684,748,941円
D 分配準備積立金額	56,373,441円	D 分配準備積立金額	88,303,733円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,191,964,199円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	948,031,487円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	67,631,068,371口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	53,862,204,516口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	176円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	176円

H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額（F × H / 10,000）	236,708,739円	I 分配金額（F × H / 10,000）	188,517,715円
（平成23年12月13日から平成24年1月12日までの計算期間）		（平成24年6月13日から平成24年7月12日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,140,354,676円（1万口当たり175円）のうち227,557,232円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額917,870,655円（1万口当たり175円）のうち183,346,719円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	222,028,745円	A 費用控除後の配当等収益額	179,189,768円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	860,174,006円	C 収益調整金額	652,948,157円
D 分配準備積立金額	58,151,925円	D 分配準備積立金額	85,732,730円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,140,354,676円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	917,870,655円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	65,016,352,150口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	52,384,776,911口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	175円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	175円
H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額（F × H / 10,000）	227,557,232円	I 分配金額（F × H / 10,000）	183,346,719円
（平成24年1月13日から平成24年2月13日までの計算期間）		（平成24年7月13日から平成24年8月13日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,095,566,591円（1万口当たり178円）のうち214,730,934円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額873,031,511円（1万口当たり171円）のうち177,841,678円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	234,217,966円	A 費用控除後の配当等収益額	160,560,885円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	806,555,094円	C 収益調整金額	628,491,552円
D 分配準備積立金額	54,793,531円	D 分配準備積立金額	83,979,074円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,095,566,591円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	873,031,511円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	61,351,695,677口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	50,811,908,017口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	178円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	171円
H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額（F × H / 10,000）	214,730,934円	I 分配金額（F × H / 10,000）	177,841,678円
（平成24年2月14日から平成24年3月12日までの計算期間）		（平成24年8月14日から平成24年9月12日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,076,814,893円（1万口当たり182円）のうち206,018,771円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額850,989,843円（1万口当たり172円）のうち173,080,089円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	231,716,491円	A 費用控除後の配当等収益額	174,413,143円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	773,931,612円	C 収益調整金額	594,977,907円
D 分配準備積立金額	71,166,790円	D 分配準備積立金額	81,598,793円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,076,814,893円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	850,989,843円

F 当ファンドの期末残存受益権口数	58,862,506,201口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	49,451,454,124口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	182円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	172円
H 1万口当たり分配金額	35円	H 1万口当たり分配金額	35円
I 分配金額 (F × H / 10,000)	206,018,771円	I 分配金額 (F × H / 10,000)	173,080,089円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第16特定期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	第17特定期間 自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
-------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第16特定期間末 (平成24年 3月12日)	第17特定期間末 (平成24年 9月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16特定期間末 （平成24年 3月12日）	第17特定期間末 （平成24年 9月12日）
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	758,616,996	49,088,085
投資証券	217,421,569	62,683,333
合計	976,038,565	111,771,418

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第16特定期間末（平成24年3月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	23,952,825	—	23,968,386	15,561
合計		23,952,825	—	23,968,386	15,561

(注)時価の算定方法

1. 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう

に評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対

顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

第17特定期間末（平成24年9月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第16特定期間（自 平成23年9月13日 至 平成24年3月12日）

該当事項はありません。

第17特定期間（自 平成24年3月13日 至 平成24年9月12日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第16特定期間末 （平成24年 3月12日）	第17特定期間末 （平成24年 9月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4515円 （4,515円）	0.4244円 （4,244円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	イーストスプリング米国ハイイールド社 債ファンド（適格機関投資家専用）	21,342,645,574	10,214,590,171	
		小計	21,342,645,574	10,214,590,171	
		銘柄数 組入時価比率	1 48.7%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			10,214,590,171	
投資証券	ユーロ	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・ イールド 毎月分配クラス	1,423,198	104,476,965.18	
		小計	1,423,198	104,476,965.18	
		銘柄数 組入時価比率	1 49.8%	(10,458,144,214) 100.0%	
	投資証券 合計			10,458,144,214	
合計				20,672,734,385 (10,458,144,214)	

（有価証券明細表注記）

- 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年9月末日現在

資産総額	20,790,513,007円
負債総額	52,376,812円
純資産総額（ - ）	20,738,136,195円
発行済口数	48,777,364,211口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4252円
（1万口当たり純資産額）	（4,252円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

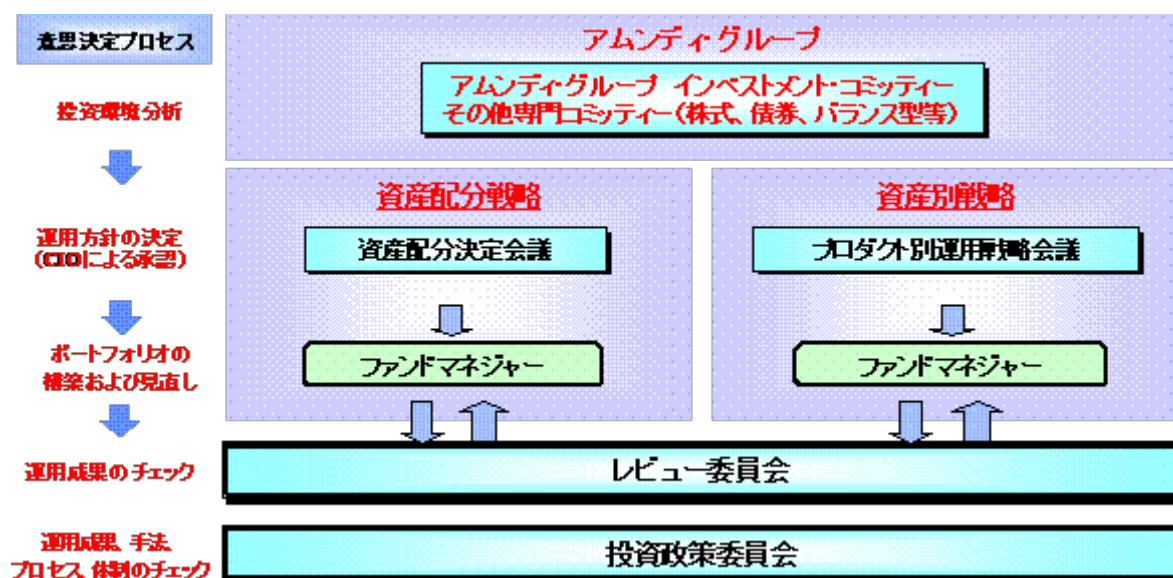
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成24年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	93	230,030
単位型公社債投資信託	1	959
追加型株式投資信託	136	1,047,074
追加型公社債投資信託	1	17,828
合 計	231	1,295,891

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第30期 (平成23年3月31日)		第31期 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウェア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		7,000		6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

(単位：千円)

	第30期 (平成23年3月31日)		第31期 (平成24年3月31日)	
負債の部				

流動負債				
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		369		8,441
評価・換算差額等合計		369		8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,415,163	6,808,292
運用受託報酬	2,351,244	1,786,519
投資助言報酬	48,240	32,750
その他営業収益	149,127	532,630
営業収益合計	9,963,775	9,160,192
営業費用		
支払手数料	3,507,361	3,281,468
広告宣伝費	178,753	15,452
調査費	1,634,240	1,340,502
調査費	656,837	608,715
委託調査費	977,403	731,787
委託計算費	20,231	22,888
営業雑経費	173,809	257,680
通信費	48,587	64,101
印刷費	113,422	176,184
協会費	11,799	17,395
営業費用合計	5,514,394	4,917,990
一般管理費		
給料	2,765,239	2,819,805
役員報酬	184,220	219,810
給料・手当	2,237,168	2,284,355
賞与	342,503	249,749
役員賞与	1,349	65,891
交際費	28,464	13,982
旅費交通費	84,716	83,998
租税公課	34,849	34,892
不動産賃借料	217,062	198,292
賞与引当金繰入	130,583	83,681
役員賞与引当金繰入	19,919	10,069
退職給付費用	236,564	249,207
固定資産減価償却費	50,076	51,786
福利厚生費	417,155	431,451
諸経費	263,708	186,838
一般管理費合計	4,248,335	4,164,002
営業利益	201,046	78,200
営業外収益		
有価証券利息	9,261	31,032
受取利息	*1 4,455	25

有価証券売却益	-	7,629
雑収入	12,052	8,642
営業外収益合計	25,769	47,327
営業外費用		
為替差損	26,339	22,423
有価証券売却損	14,398	-
雑損失	4,091	48
営業外費用合計	44,829	22,471
経常利益	181,986	103,056
特別利益		
清算配当金	*1*2 636,420	*1*2 73,294
特別利益合計	636,420	73,294
特別損失		
減損損失	*3 6,653	*3 8,822
固定資産除却損	*4 3,326	*4 5,437
特別損失合計	9,979	14,259
税引前当期純利益	808,428	162,092
法人税、住民税及び事業税	3,153	3,800
過年度法人税等	3,254	-
法人税等調整額	34,822	6,799
法人税等合計	34,721	10,599
当期純利益	773,707	151,493

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	611,408	211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

[次へ](#)

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成23年3月31日現在)		第31期 (平成24年3月31日現在)	
*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬	71,963 千円	未収委託者報酬	43,036 千円
未収運用受託報酬	42,600 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円
立替金	2,150 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円

その他未払金	30,758 千円	未収収益	88,400 千円
未払費用	6,620 千円	立替金	240 千円
		その他未払金	55,401 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	44,048 千円	建物	53,646 千円
器具備品	117,902 千円	器具備品	129,811 千円

（損益計算書関係）

第30期 (自 平成22年 4 月 1日 至 平成23年 3 月31日)	第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)													
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 3,717千円 清算配当金 636,420千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円													
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。													
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">NTT幕張ビル</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>建 物</td></tr><tr><td>器具備品</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物	器具備品	*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル 18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物
場所	用途	種類												
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物												
		器具備品												
場所	用途	種類												
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物												
(減損損失の金額)	(減損損失の金額)													

建 物	3,071千円	建 物	8,822千円
器 具 備 品	3,581千円	合 計	8,822千円
合 計	6,653千円		

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
------	-------	--------------------	--------------	-----	-------

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
----------------------	----------	---------	---------	------------	------------

配当原資については、利益剰余金としております。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

（有価証券関係）

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	1,125
	(3)その他（注）	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

（注）投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第30期 (平成23年3月31日現在)	第31期 (平成24年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 497,932	前受収益否認額 233,446
繰越欠損金 861,283	繰越欠損金 974,852
未払費用否認額 110,997	未払費用否認額 42,625
賞与引当金等損金算入限度額超過額 53,134	賞与引当金等損金算入限度額超過額 26,968
退職給付引当金損金算入限度額超過額 22,553	退職給付引当金損金算入限度額超過額 21,796
減価償却資産 18,817	減価償却資産 18,095
資産除去債務 23,791	資産除去債務 22,173

その他	24,839	その他	17,433
繰延税金資産小計	1,613,345	繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	1,427,810	評価性引当金	1,176,212
繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金負債との相殺	8,720
繰延税金資産合計	178,538	繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	22,399	資産除去負債会計基準適用に伴う	
繰延税金負債小計	22,399	有形固定資産計上額	19,301
繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債小計	19,301
繰延税金負債合計	15,402	繰延税金資産との相殺	8,720
		繰延税金負債合計	10,581
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000千円	1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ・ ジャパン ホールディング 株式会社	東京都 千代田区	5,400 百万	有価証券 の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

（注）

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント(シ ンガポール)株式 会社	シンガポール シンガポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア 地域の 運用 拠点	清算 受取 配当金	636,420	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

（3）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千 円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
兄弟 会社	アムンディ・イン ベストメント・ソ リューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言 契約の 再委任等	委託調査 費等の 支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資 信託、 投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用 受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者 報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資 助言報酬	19,632
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の 支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント (シンガポール) 株式会社	シンガ ポール シンガ ポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の 運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有(被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	アムンディ・インベ ストメント・ ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言契 約の 再委任等	委託調査費等の 支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟 会社	アムンディ・ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問 業	-	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者 報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第30期 (自 平成22年4月 1日	第31期 (自 平成23年4月 1日
-----------------------	-----------------------

至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,884.94円	1株当たり純資産額	2,796.79円
1株当たり当期純利益金額	322.38円	1株当たり当期純利益金額	63.12円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しております。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	773,707千円	当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 株式会社 りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社 りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・ 資本金の額 70,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。
- ・ 名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・ 資本金の額 38,971百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年 6月12日
有価証券報告書	平成24年 6月12日
臨時報告書	平成24年 3月21日 平成24年 6月21日

独立監査人の監査報告書

平成24年11月7日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成24年3月13日から平成24年9月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成24年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。